

「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画」(素案) 概要

令和6年11月

山口県新型コロナウイルス等対策行動計画改定（素案） 概要

1. 県行動計画の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する
- (2) 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

2. 県行動計画改定の方向性

(1) 政府行動計画を踏まえた改定

- A. 政府行動計画で定められた、「3つの時期区分（準備期・初動期・対応期）」及び「13の対策項目」について規定
- B. 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できる対策の選択肢の提示
- C. 状況の変化に応じて感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを想定
- D. 準備期の取組を充実

(2) 新型コロナ対応での課題を踏まえた改定

【平時の備えの不足】

- ① 主に新型インフルエンザを想定した計画
- ② 検査や医療提供体制の立ち上げ
- ③ 国からの情報共有や特措法運用に当たり関係機関との連携

【変化する状況への対応の】

- ① 変異等による複数の波への対応と長期化
- ② 対策の切り替えのタイミング
- ③ 社会経済活動とのバランス

【課題情報発信の課題】

- ① 可能な限り科学的根拠に基づく情報発信
- ② 行動制限を伴う対策の意図などの伝達
- ③ 感染症に係る差別・偏見等の発生

	初動期 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	対応期 ・ 国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期 ・ 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・ 流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	準備期（発生前の段階）には 国・地方等の連携 DX推進・人材育成 実践的な訓練を実施	
①実施体制		<ul style="list-style-type: none"> ● 厚労省による新型インフルエンザ等発生の公表 <ul style="list-style-type: none"> ● 政府対策本部の設置、基本的対処方針に基づく政策実施 ● 県対策本部の設置・県連携協議会の開催 		
②情報収集 ③サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ● 国外における感染症の発生情報の覚知 <ul style="list-style-type: none"> ● 当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 ● 症例定義の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数のサーベイランスの実施 <ul style="list-style-type: none"> ● 届出基準の設定、全数把握開始 	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数のサーベイランスの実施 <ul style="list-style-type: none"> ● 原因となる病原体の性状や臨床像の情報の蓄積 	
④リスコミ	<ul style="list-style-type: none"> ● 迅速な情報提供・共有 ● 双方向コミュニケーションの実施 ● 偏見・差別や偽・誤情報への対応 		<ul style="list-style-type: none"> ● （定点把握でも発生動向が把握できる場合、） 定点把握への移行 	
⑤水際対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策開始（情報提供等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策強化（入国制限） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国内発生状況等を踏まえた対策の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ● 対策継続の要否の判断
⑥まん延防止		<ul style="list-style-type: none"> ● まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による感染拡大防止の取組 ● 緊急事態宣言により非常体制に移行（県） 		
⑧医療	<ul style="list-style-type: none"> ● 感染症指定医療機関による対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 流行初期医療確保措置対象の協定締結医療機関中心の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 協定締結医療機関中心の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ● 治療に関する情報等の随時公表・見直し
⑦ワクチン		<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンの使用検討 <ul style="list-style-type: none"> ● パンデミックワクチンの開発 	<ul style="list-style-type: none"> ● 承認、接種開始 	
⑨治療薬・治療法	<ul style="list-style-type: none"> ● ゲノム情報入手・提供 ● 病原体入手・提供 ● 臨床研究開始 	<ul style="list-style-type: none"> ● 治療薬の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存薬の適応拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新薬の承認、使用開始
⑩検査		<ul style="list-style-type: none"> ● PCR検査手法の確立 ● 検査体制の全国的な立上げ <ul style="list-style-type: none"> ● 抗原定性検査薬の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ● 承認、普及 	
⑪保健	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談対応開始 ● 積極的疫学調査の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院勧告・措置、移送、入院調整 <ul style="list-style-type: none"> ● 自宅・宿泊療養の調整、健康観察・生活支援 ● 対象範囲の適切な見直し 		
⑫物資		<ul style="list-style-type: none"> ● 需給状況、備蓄・配置状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> ● 需給状況、備蓄・配置状況の確認、安定供給の要請 ● 不足する場合は、生産事業者等への生産・輸入促進の要請、個人防護具の配布 		
⑬県民生活・県民経済		<ul style="list-style-type: none"> ● 事業継続に向けた準備の要請 ● 生活関連物資等の安定供給に関する県民、事業者への要請 <ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等の発生等により生じた影響の緩和のために必要な支援及び対策 		

感染症予防計画と新型インフルエンザ等対策行動計画



各分野の取組の概要について

I. 県行動計画のポイント

- 関係者間における情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、多様な主体間での連携体制を強化
- 準備期においては、県、市町、指定地方公共機関等の体制の整備や強化
- 初動期・対応期においては、専門家の意見等も踏まえ実施体制を強化し、国、市町、医療機関等と緊密に連携しながら対策を実施
また、感染症法や特措法に基づく総合調整や指示を含め、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施

II. 計画概要

準備期	初動期	対応期
<p>①県行動計画等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> • 県感染症対策連携協議会(県連携協議会)の意見を基に、必要な見直しや、各主体における役割分担や対策の選択肢を整理 <p>②人材育成・実践的な訓練等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 県、市町、指定地方公共機関及び医療機関による新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練の実施 • 国等の研修等を活用し、感染症専門人材の確保・育成 <p>③県等の体制整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「山口県新型インフルエンザ等対策推進会議」(県推進会議)の設置 • 保健所における「地域感染症対策連絡協議会(仮称)」(地域連絡協議会)の設置 <p>④市町等の行動計画等の作成、体制整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市町行動計画、指定地方公共機関の業務計画の作成-変更 <p>⑤国、県及び市町等の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> • 平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練の実施 	<p>①新型インフルエンザ等の発生疑いの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国内外の発生状況等の庁内での情報共有 • 県推進会議や県連携協議会、地域連絡協議会の開催 <p>②新型インフルエンザ等の発生疑いの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> • 府県対策本部設置後、直ちに「山口県新型インフルエンザ等対策本部」(県対策本部)を設置 • 国の基本的対処方針を踏まえ、県対処方針を策定 • 市町対策本部の設置、必要に応じた現地対策本部の設置 	<p>①対策の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> • 特別対策組織の設置や部局横断的な応援体制の整備など、変化する状況に応じ機動的に対策が実施できるよう全庁的に対応 <p>②県による総合調整</p> <ul style="list-style-type: none"> • 県域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を実施 • 入院勧告、入院措置等の総合調整を実施 • 感染を疑う者への相談対応や積極的疫学調査の実施、感染症指定医療機関等への入院調整の一元化等、状況に応じた対応方針の決定 <p>③まん延防止等重点措置・緊急事態措置</p> <ul style="list-style-type: none"> • 県対策本部において、県連携協議会等での専門家等の意見を基に検討し、事業者に対し営業時間の変更その他の必要な措置を講ずる要請又は命令

I. 県行動計画のポイント

- ・保健所や環境保健センターを中心に情報収集・分析を行い、地域性を踏まえたリスク評価を実施
- ・準備期においては、関係機関との連携体制、DXを活用した迅速な情報収集・分析を推進
- ・初動期・対応期においては、社会経済活動との両立を見据え、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価を行い、県民生活及び県民経済への影響を把握

II. 計画概要

準備期

初動期～対応期

①実施体制

- ・保健所及び環境保健センターが、健康福祉部、環境生活部と連携を図り、平時からの感染症及び病原体等に関する情報収集や調査・研究に取り組む

②平時に行う情報収集・分析

- ・感染症情報の分析について、山口県感染症発生動向調査解析評価小委員会の設置及び開催

③人員の確保・訓練

- ・多様な感染症専門人材（公衆衛生、疫学、専門検査技術等）の育成、人員確保、活用及び訓練の実施

④DXの推進

- ・感染症サーベイランスシステムをはじめとしたコンピュータ・オンラインシステムによる感染症情報の収集等

①実施体制

- ・初動期において、感染症インテリジェンス体制を強化し、情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立
- ・対応期において、感染症危機の経過や状況の変化等に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直し

②リスク評価

- ・新たな感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、国内での発生状況、臨床像に関する情報、公衆衛生・医療等への影響について分析し、包括的なリスク評価を実施
- ・県感染症情報センターにおいて、病原体等に関する情報収集や患者情報及び病原体情報を迅速かつ総合的に分析、公表
- ・初動期において、リスク評価に基づき、感染症対策の迅速な判断・実施
- ・対応期において、流行状況やリスク評価に基づき柔軟かつ機動的に対策を切替
- ・感染症危機が県民生活及び県民経済等に及ぼす影響を把握

③情報収集・分析から得られた情報や対策の共有・公表

- ・県民等に対し、分析結果に基づく正確な情報を分かりやすく提供・共有

I. 県行動計画のポイント

- 環境保健センターを中心に感染症サーベイランスの体制を整備
- 準備期においては、国の事業を活用した人材育成やシステムを活用した感染症情報の収集
- 初動期・対応期においては、感染症有事体制へ移行し、感染症の流行状況及び特徴を踏まえ、サーベイランスの対応を見直し

II. 計画概要

準備期

初動期～対応期

①実施体制

- 環境保健センターを中心とした感染症サーベイランスの体制を整備
- 医療機関やJIHSとの連携

②平時に行う感染症サーベイランス

- インフルエンザの病原体の性状を把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用した発生状況の共有

③人材育成及び人員確保

- 国やJIHS等で実施する実地疫学専門家養成コース(FETP-J)等に、職員等を積極的に派遣
- 環境保健センターの計画的な人員の確保や配置

④DXの推進

- 感染症サーベイランスシステム(NESID)をはじめとしたコンピュータ・オンラインシステムによる感染症情報の収集等

⑤分析結果の共有・公表

- 県民等に対し、サーベイランスの分析結果に基づく正確な情報を分かりやすく提供・共有

①感染症有事体制への移行と見直し

- 初動期において、疑似症サーベイランス等を開始
- 対応期において、感染症の発生状況に応じてサーベイランスの実施方法等を見直し

②感染症サーベイランスの実施

- 患者発生の変向把握は、原則全数把握とし、電子申請等を有効活用
- 感染状況や入院・自宅療養者等の増加状況を踏まえ、患者の全数把握の必要性を再評価

③分析結果の共有・公表

- 県民等に対し、感染症の特徴や病原体の性状、臨床像や治療効果、県民の抗体保有状況等、サーベイランスの分析結果を分かりやすく提供・共有

I. 県行動計画のポイント

- 情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれに対し、啓発や科学的知見に基づく情報を提供・共有
- 県民等との双方向のコミュニケーションにより、リスク情報とその見方を共有し、県民等の適切な判断・行動が可能となるよう啓発

II. 計画概要

準備期

初動期～対応期

①感染対策等の情報提供・共有

- マスク、手洗い等の基本的な感染対策等について、保育施設、学校、高齢者施設等、広く県民に対し丁寧に情報提供
- 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等へ配慮した媒体や方法を整理
- 一体的かつ整合的なワンボイスによる情報提供・共有

②偏見・差別、偽・誤情報の啓発

- 感染者やその家族、医療従事者等への偏見・差別等は許されず、法的責任を伴い得ること等を周知
- 県民等のメディアや情報に関するリテラシー向上のため、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する周知

③双方向のコミュニケーションの体制整備

- 市町と連携し、コールセンター等の相談体制の構築の準備
- 県民等が必要としている情報を把握するためのリスクコミュニケーションの研究

①感染対策等の情報提供・共有

- 準備期を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を活用
- 県民等の行動変容等に資する啓発・メッセージを発出

②双方向のコミュニケーションの実施

- コールセンター等の相談を通じ、受取手の反応や関心を把握
- 初動期においては、市町にQ&Aを共有
- 対応期においては、市町に相談体制の継続を要請

③偏見・差別、偽・誤情報の啓発

- 準備期の取組を継続

④感染症対策の見直しに伴う説明の徹底

- 対応期においては、不要不急の外出の自粛等、感染の封じ込めを念頭にした対策を県民等に対し科学的根拠に基づき分かりやすく説明
- 感染拡大防止措置等の見直しについて、こどもや高齢者等に配慮し、分かりやすく説明
- 平時への移行に伴う医療提供体制や感染対策の見直し等について、県民等に対し丁寧に情報を提供

I. 県行動計画のポイント

- 関係機関連携による、国内（県内）への可能な限りの病原体侵入阻止と、感染者への医療提供などの適切な対応

II. 計画概要

準備期

初動期～対応期

準備期	初動期～対応期
<p>①体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 検疫所等や関係機関との情報共有・連携体制の構築 <p>②国、県及び市町等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> • 有事に備えた関係機関合同による訓練等の実施 	<p>①在住外国人や海外渡航者への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> • わかりやすい日本語を含む多言語で情報提供 • 流行状況を提供し、注意喚起 <p>②検疫措置の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> • 関門港が検疫港となった場合、検疫所等との連携を強化 • 発生国からの入国者について、健康監視を実施 • インフルエンザ等症状を有する患者等の連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離等について、関係機関との連携の確認・強化 • 米軍岩国基地に対し、基地内の検疫体制の強化や適切な隔離措置、健康監視等の実施を要請 <p>③時期の応じた対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 居宅等待機者等に対する健康監視の実施を国に要請 • 感染状況や医療提供体制の状況、対策の効果や県民生活及び社会経済活動に与える影響等を踏まえつつ、検疫所等と協議・検討し、状況に応じて、対策の実施方法の変更、緩和又は中止を検討

I. 県行動計画のポイント

- まん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲内に患者数を抑制
- 準備期・初動期においては、まん延防止対策に関する県民等の理解を促進
- 対応期においては、まん延防止対策を実施し、病原体の性状の変化、ワクチンや治療薬等の普及等に応じ、対策を柔軟かつ機動的に切り替え

II. 計画概要

準備期	初動期	対応期
<p>県民等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> • 県民一人一人が感染対策に協力する意識を醸成 • 人込みを避ける等の基本的な感染対策の普及 • 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る不要不急の外出自粛等、個人や事業者に対するまん延防止対策について、県民等への理解促進 	<p>まん延防止対策の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染症法に基づく患者への入院勧告や外出自粛要請等の対応を準備 • 市町又は指定地方公共機関に対し、業務継続計画又は業務計画に基づく対応の準備の要請 	<p>①まん延防止対策の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> • 患者への入院勧告・措置等、濃厚接触者等への外出自粛等の要請 • 県民等に基本的な感染対策や時差出勤等の取組、不特定多数の者が集まる等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛の要請 • まん延防止等重点措置として、事業者に対する営業時間の変更の要請 • 緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設等の使用制限や停止等の要請 • 学校閉鎖、休校等の要請 • 公共交通機関に運行方法の変更等の要請 <p>②時期に応じた対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 封じ込めの時期では、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の要請検討を含め、強度の高いまん延防止対策を実施 • 病原体の性状等に応じ対応する時期では、こどもや若者、高齢者等、感染リスクが高い基礎疾患を有する者等を重点的に対策 • ワクチン・治療薬等により対応力が高まる時期では、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討 <p>③まん延防止等重点措置又は緊急事態宣言の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づく評価により、措置の実施を国に要請 • 県民等への医療提供体制の状況等の情報提供に努め、県民生活及び社会経済活動への影響を勘案し、対象地域・期間・業態等の判断

I. 県行動計画のポイント

- 県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう、ワクチンの円滑な接種を推進
- 準備期においては、医療機関や事業者等とともに、ワクチンの供給・接種体制の構築に向けた協議、訓練を実施
- 初動期・対応期においては、市町の接種体制を支援する一方、予防接種やワクチンに関する最新情報の提供を通じ、県民の理解を促進

II. 計画概要

準備期

初動期～対応期

①供給体制の構築

- 卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況の把握、供給が偏在した場合の融通方法等の協議
- 市町と連携方法や役割分担について協議

②接種体制の構築

- 市町と連携し、医師会等の関係者と連携し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築
- 医師会等の関係者と連携し、必要人員、会場、資材等を含めた接種体制を想定し、平時から訓練の実施

③予防接種、ワクチンに関する情報提供

- ワクチンの有効性や安全性等についてホームページ、SNS等を通じて県民に周知

④DXの推進

- 医療機関からの電子的な接種記録の入力等、国が整備するシステムを活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行う体制の構築

①接種体制の構築

- 市町による接種を原則としつつ、市町の接種体制を踏まえ、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保を進めるとともに、県による大規模接種会場の設置や職域接種等の手段も含め検討
- 接種に携わる医療従事者への協力要請

②接種の実施

- 医療従事者等を始めとするエッセンシャルワーカーに対する接種については、国の方針を踏まえ、市町と連携し、着実に実施
- 対応期においては、流行株の変異に留意し、追加接種の必要な場合も含め、継続的な接種体制の整備

③予防接種、ワクチンに関する情報提供

- 対応期においては、県民等に対し、接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等の予防接種に係る情報の提供
- 健康被害に対する速やかな救済に向けた制度の被接種者への周知

I. 県行動計画のポイント

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を守ることが重要
- 準備期においては、感染症法に基づく医療措置協定等により、有事におけるインフルエンザ等発生時に必要な医療提供体制を確保
- 初動期・対応期においては、準備期で確保した医療提供体制により対応しつつ、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に運用

II. 計画概要

準備期

初動期～対応期

①医療提供体制の確保

- 新型インフルエンザ等発生時に必要となる医療提供・宿泊療養体制について予防計画で目標を設定し、医療措置協定により必要な体制を確保
- 医療機関への入院や、宿泊施設又は自宅等での療養実施等、国が示した基準に基づき、地域の実情に応じて機動的に運用
- 臨時の医療施設の設置・運営・人材確保について平時から整理
- 県連携協議会や地域の関係者間で、入院対象者等の範囲を明確にしなが
ら、入院調整業務を一元化
- 特に配慮が必要な患者に係る病床の確保

②研修・訓練による人材育成

- 国や医療機関等と連携した研修・訓練により、感染症専門人材を育成

③DXの推進

- 国が示すシステム(G-MIS)の活用や独自システム(YCISS)を維持改善

④県感染症対策連携協議会の活用

- 県感染症対策連携協議会による進捗管理等

①感染症有事体制への移行

- 初動期において、国内で新型インフルエンザ等感染症等の発生等の公表前においては、第一種及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応するとともに、相談・受診から入院までの体制を迅速に整備
- 対応期においては、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、医療機関への入院や、宿泊施設又は自宅等での療養実施へ振り分け
- 相談センターの設置・強化

②入院調整・患者搬送

- 対応期においては、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使し、入院調整・患者搬送を適切に実施

③時期に応じた医療の提供

- 対応期においては、感染症の流行状況（流行初期・流行初期以降・対応力が高まる時期・特措法によらない対策に移行する時期）を踏まえ、地域の実情に応じて、医療提供体制を柔軟かつ機動的に確保
- 流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関に、患者に適切な入院医療及び外来医療を提供する体制の確保を要請

④事前の想定と異なる感染症が発生した場合の対応

- 国から示された対応方針に基づき、柔軟かつ機動的に対応

I. 県行動計画のポイント

- 平時からの抗インフルエンザウイルス薬の計画的な備蓄を進め、感染症有事には適切な投薬実施の推進と、新たな治療薬・治療法の普及に向けた国や医療機関との情報連携・周知を実施

II. 計画概要

準備期

初動期～対応期

①抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

- 諸外国における最新の備蓄状況や医学的な知見等を踏まえ、必要な量を計画的かつ安定的に備蓄

②医療機関等への情報提供・共有体制の整備

- 感染症指定医療機関や協定締結医療機関等で、国等が示す情報等に基づき治療薬・治療法を使用できるよう、医療機関等と体制を構築

①抗インフルエンザウイルス薬の使用・備蓄

- 初動期においては、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等、搬送従事者等に、必要に応じて、予防投与を要請
- 対応期において、地域における感染が拡大した場合、患者の治療を優先するため、患者との濃厚接触者への予防投与を見合わせるよう要請
- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握及び、不足が生じた場合の国への配分要請

②治療薬の流通管理

- 治療薬・対症療法薬の適正使用の要請、過剰量の買い込みをしない等の適正流通の指導

③国内外の研究開発動向等の情報収集・共有

- 新型インフルエンザ等に関する治療薬・治療法の国内外の研究開発動向や臨床情報等に関する情報、その分析について、医療機関等の関係機関に情報共有

I. 県行動計画のポイント

- 患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握するために、検査は重要
- 準備期においては、感染症有事の際に速やかに検査体制を拡大するための体制の整備とともに、検査物資の備蓄・確保、検体・病原体搬送を含む研修・訓練を実施
- 初動期及び対応期においては、速やかに感染症有事における検査体制を確立

II. 計画概要

準備期

初動期～対応期

①検査体制の整備

- 予防計画における検査等措置協定に基づき、環境保健センターを中心とした検査実施体制（民間検査機関、協定締結医療機関）を整備し、平時から検査精度を管理
- 感染症有事に備え、平時から、環境保健センターにおける計画的な人員の確保や配置、試験検査に必要となる資機材等の整備
- 検体・病原体搬送に係る研修・訓練を実施

②検査物資の備蓄・確保

- 検体採取容器・器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄及び確保を推進

①感染症有事体制への移行

- 初動期においては、環境保健センターや検査措置協定締結機関による検査を原則として、速やかに感染症有事における検査体制の確立
- 対応期においては、検査需要への対応能力を向上するため、検査措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力を要請し、検査体制の構築

②検査手法の確立と普及

- 初動期において、平時よりPCR検査機器等を活用し、検査措置協定締結機関を中心に、検査需要に対応可能な検査実施能力の確保

③検査実施の方針の決定・見直し

- 病原体の性状や地域の感染状況など応じた、PCR検査等の確定検査対象の重点化や集中的な簡易検査の実施など、検査目的や手法等、対策実施の機動的な切替

I. 県行動計画のポイント

- 感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策実施に当たり、地域における感染症対策の中核的な役割を担う保健所・感染症の技術的かつ専門的な役割を担う環境保健センターが、感染症有事にその機能を果たすことができる体制の整備が重要
- 準備期においては、必要な人員の確保、ICTや外部委託の活用による業務効率化、研修・訓練の実施により効率的な執行体制を整備
- 初動期・対応期においては、迅速な感染症有事体制の確立と感染症対応業務（検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整・健康観察・生活支援等）を実施

II. 計画概要

準備期

初動期～対応期

①保健所・環境保健センターの体制を整備

- 予防計画・健康危機対処計画に定める保健所の感染症有事体制の確認
- 環境保健センターや検査措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等
- IHEAT要員等の人員確保、ICTや外部委託を活用した業務の効率化

②研修・訓練による人材育成

- 地域の専門人材やIHEAT要員等の研修・訓練により、感染症危機への対応能力を向上
- 感染症危機に対応できる保健所・環境保健センター職員の育成を支援

③多様な主体との連携体制の構築

- 平時から市町、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化
- 県連携協議会等において、入院調整の方法や医療人材の確保、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等を協議

④情報提供・共有体制を整備

- 県民への情報提供・共有方法や、コールセンター等の相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等の検討を行い、感染症有事に、速やかに県民へ情報提供・共有できる体制構築の準備

①感染症有事体制への移行

- 初動期において、新型インフルエンザ等の発生等公表後に予想されるIHEAT要員の応援要請や積極的疫学調査、入院勧告・措置、移送、入院調整等の感染症対応業務の準備
- 対応期において、保健所の感染症有事体制及び環境保健センターの検査体制を確立

②情報発信・共有の実施

- 初動期において、相談センターの設置などによる対応を開始するとともに、県民等に対する情報提供・共有体制を構築し、対応期も継続

③感染状況に応じた取組

- 感染状況や入院・自宅療養者等の増加状況を踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対応業務を実施又は見直すとともに、必要な応援職員等の配置
- 積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直し
- 国からの要請も踏まえ地域の実情に応じ、保健所及び環境保健センターにおける感染症有事の体制等の段階的な縮小の検討・実施

I. 県行動計画のポイント

- 感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、県民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要
- 準備期においては、感染症有事に感染症対策物資等が必要とする機関に十分に行き渡るよう、感染症法に基づく協定の枠組みも活用し、平時から備蓄体制を整備
- 初動期・対応期においては、国と連携しつつ必要に応じて物資の売り渡し要請や配送指示等を行い、感染症対策物資の確保・供給の適正化を図る

II. 計画概要

準備期

初動期～対応期

①感染症対策物資等の備蓄等

- 県、市町及び指定地方公共機関は、必要な感染症対策物資等を備蓄併せて、医療機関に対し必要な感染症対策物資等の備蓄を要請
- 個人防護具について、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄
- 協定締結医療機関による個人防護具の計画的な備蓄
- 備蓄・配置状況について、システム等を利用し定期的に確認
- 社会福祉施設に対する感染症対策物資等の備蓄の呼び掛け

①感染症対策物資等の備蓄状況の確認

- 初動期及び対応期において、システム等を利用し、協定締結医療機関における個人防護具を始めとした感染症対策物資等の備蓄・配置状況の随時確認

②不足物資の供給等

- 初動期及び対応期において、個人防護具を不足する協定締結医療機関等に配布

③緊急物資の配送及び特定物資の売渡しの要請等

- 対応期において、医薬品等販売業に対し、医薬品や医療機器、再生医療等製品の配送の要請・指示
- 対応期において、対策の実施に必要な物資の確保のための売渡しの要請

I. 県行動計画のポイント

- 新型インフルエンザ等発生時における県民生活及び県民経済に及ぼす影響を最小化し、県民生活及び県民経済の安定の確保を目指す
- 準備期においては、新型インフルエンザ等発生時における情報共有体制の整備、事業者の業務継続計画の策定支援などに取り組む
- 初動期・対応期においては、事業継続に向けた準備の要請、生活関連物資等の安定供給に関する県民・事業者への要請を行い、県民生活及び社会経済の安定を確保

II. 計画概要

準備期

初動期～対応期

① 情報共有体制の整備

- 国、市町、指定地方公共機関及び関係団体との連携や庁内部局間での連携のため、情報共有体制を整備

② 行政手続き等の実施に係る仕組みの整備

- 新型インフルエンザ等発生時の支援金給付等について、DXを推進し、適切な仕組みを整備

③ 指定地方公共機関等の業務継続に向けた準備

- 業務継続計画策定を支援、柔軟な勤務形態導入を勧奨

④ 物資及び資材の備蓄等

- 感染症対策物資及び衛生用品、食料品、生活必需品等を備蓄

⑤ 要配慮者への生活支援の準備

- 市町と連携し、要配慮者への生活支援手続を検討

① 事業継続に向けた準備・実施の要請

- 事業者に対し、従業員の健康管理の徹底や職場の感染対策等の準備、実施の要請
- 指定地方公共機関等の業務計画を踏まえた事業継続への準備、必要な措置の開始

② 生活関連物資等の安定供給に関する県民等や事業者への呼びかけ

- 初動期においては、県民及び事業者に対して、生活関連物資等の安定供給の要請
- 対応期においては、関係業界団体等に対して、供給の確保や便乗値上げ防止等の要請

③ 要配慮者への生活支援

- 対応期において、必要に応じ、市町に対し要配慮者への対応を要請